



65歳以上のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 予防接種が始まります

問 保健センター (☎ 82-8211)

これらは65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で入院や死亡の危険が増加するという点でもふつうのかぜとは異なります。早めに予防接種を受けて予防しましょう。

▼実施期間 インフルエンザ 10月1日(火)～令和7年1月31日(金)まで
新型コロナウイルス感染症 10月1日(火)～令和7年2月28日(金)まで

▼実施機関 市内指定医療機関
※市外にかかりつけ医がいる人や長期入院で市内での接種が困難な人で市外での接種を希望される人は、接種前に保健センターへ申請の手続きが必要になる場合があります。詳しくは対象者に通知している案内をご確認ください。

▼予約方法 直接医療機関へ予約してください。(詳細は市ホームページをご確認ください)

▼対象 インフルエンザ：昭和35年1月末日以前に生まれた知立市民
新型コロナウイルス感染症：昭和35年2月末日以前に生まれた知立市民
※接種できるのは65歳のお誕生日以降です。

(60歳以上65歳未満の市民で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人は、対象になる場合がありますので、保健センターへご相談ください。)

▼持ち物 予診票兼接種券・健康保険証・健康手帳
※昭和34年12月31日までに生まれた人は予診票兼接種券を9月下旬に個別通知しています。
10月にはいっても通知の届かない対象者は保健センターにお問合せください。昭和35年1月1日以降65歳を迎える人は10月以降に通知します。

▼費用 インフルエンザ……1,000円

新型コロナウイルス感染症……2,000円

※市民税非課税世帯または生活保護世帯の人は、接種前に保健センターで接種費用の免除申請をすると接種費用が無料になります。接種後の申請は出来ませんので、ご注意ください。

※接種費用の免除申請の方法については、個別通知した案内をご確認ください。



▲市ホームページ

国民年金 こんなときは忘れず届出を

問 国保医療課 国保年金係 (☎ 95-0123)

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。次のようなときは、忘れずに届出をしましょう。

こんなとき	どうする	届出先	手続きに必要なもの
会社を退職したとき	第1号被保険者資格取得の手続き (被扶養配偶者も同様)	国保医療課、年金事務所	基礎年金番号のわかるもの ※1、 資格喪失証明書、離職証明書等
結婚や会社を退職をして 配偶者の扶養になるとき	第3号被保険者の資格取得(種別 変更)の手続き	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお尋ねくだ さい
配偶者の扶養からはずれた とき(離婚、収入増等)	第3号被保険者から第1号被保険 者への種別変更の手続き	国保医療課、年金事務所	基礎年金番号のわかるもの ※1、 資格喪失証明書
第3号被保険者の配偶者が 会社を変えたとき	引き続き第3号被保険者となる 手続き	配偶者の新しい勤務先	配偶者の勤務先にお尋ねくだ さい
第1号被保険者が 出産する(した)とき	産前産後免除の申請	国保医療課、年金事務所	基礎年金番号のわかるもの ※1、 母子健康手帳など
海外に居住するとき	任意加入の手続き 国民年金をやめる手続き	国保医療課、年金事務所	基礎年金番号のわかるもの ※1
年金の受給資格が足りない とき	任意加入の手続き (60歳～70歳未満の人が対象)	国保医療課、年金事務所	基礎年金番号のわかるもの ※1、 預貯金通帳、預貯金通帳届出印
年金額を満額に近づけたい とき	任意加入の手続き (60歳～65歳未満の人が対象)	国保医療課、年金事務所	基礎年金番号のわかるもの ※1、 預貯金通帳、預貯金通帳届出印
基礎年金番号通知書や年金 手帳をなくしたとき	再交付の手続き	第1号 →国保医療課または年金事務所※2 第2号 →勤務先または年金事務所 第3号 →配偶者の勤務先または年金事務所	マイナンバーカード(通知書) または本人を確認できるもの

※1 年金手帳もしくは基礎年金番号通知書など ※2 急ぎの場合は刈谷年金事務所でご相談ください

